

社説

このようなあられもない偏見の持ち主が、米政府の対日政策の責任者だとは、驚きと怒りを禁じ得ない。

米国務省のケビン・メア日本部長が、大学生を相手にしたオフレコの講義で、沖縄の人々は「ゆすりの名人」「怠惰でゴージャスも育てられない」など発言していたことがわかった。

メア氏は職業外交官であり、日本の勤務が長い。2006年から3年間、在沖縄総領事も務めた。その間、これほど差別的な沖縄理解しか持ち得なかったとするなら、氏はいったい何を、何を経験していたのだろうか。

メア氏は共同通信の取材に対し、学生の記録は「正確でも完全でもない」と語った。しかし、米軍普天間飛行場は「特別に危険ではない」との見方は、沖縄在勤時にも公言し、物議を醸したものだ。一連の発言は氏の本音に違いあるまい。

講義では、学生に対し日本人の「建

前と本音」の使い分けに注意を促しつつ、「沖縄の人々は普天間が世界で最も危険な基地だと主張するが、彼らはそれが真実でないことを知っている」とも語っている。どのような根拠があるのか、ここまでは断言するのだろうか。

そもそも、日米の首脳が96年に普天間返還で合意したのは、住宅地の真ん中にある危険な基地で万が一、住民を巻き込む事故が起きれば、沖縄の反基地感情に火がつき、日米安保体制を揺るがしかねないという強い危機感からではなかったのか。

03年に上空から視察したラムズフェルド米国防長官も「事故が起きないほうが不思議だ」と語り、移設促進を指示したほどだ。

沖縄県議会はきのう、発言の撤回と謝罪を求める決議を可決した。那覇市議会の抗議決議には、発言は沖縄を「植民地扱い」しているという文言が盛り込まれた。当然の反発である。

メア氏は、辺野古移設の日米合意を実現するため、日本政府は沖縄県知事に対し「お金が欲しいならサインしろ」と迫るべきだとも語っている。

もはや振興策と引き換えに、過重な基地負担を引き受けることはしない。政権交代を実現した一昨年の総選挙以降、すっかり定着した沖縄の民意を見誤っているだけではない。

これでは「県民のみならず日本国民の感情を傷つける」(枝野幸男官房長官)ことを避けられない。

米政府には真摯な対応を求めたい。発言が助長するだろう対米不信をぬぐい去ることなしに、ただでさえ暗礁に乗り上げている移設問題の出口を見いだすのは一層困難となろう。

それにしても、これまでメア氏と接してきた日本政府の担当者に、氏の認識を正す機会はなかったのだろうか。沖縄や日本への的確な理解を米国側に促すのは、政府の責任でもある。

<2011・3・9>

勇気をふるって不正を内部告発した人をクビにしたり、降格したりしてはならない。そうしたルールを定めた公益通報者保護法の改正が見送られそうな雲行きになっている。

施行から5年となる来月をめぐって法の見直しを検討することになっているが、その是非を審議する消費者委員会専門調査会が結論を先送りにする報告書をまとめたからだ。

経済団体や学界、法曹界などから選ばれた委員の意見が一致しなかったというのが先送りの理由だが、改正の必要がないとは思えない。

現行法に基づいて内部告発し、解雇された人もいる。その事例をみると、問題点がいくつも浮かび上がる。

地方自治体の職員らでつくる自治労共済の15支部で、本来なら加入できない別居親族らにも自動車共済の契約を認めていた。これに気づいた島根県支部の職員が本部に告発したが、十分に

改善されなかった。

そこで、法の定める手順にそって、菅官庁である厚生労働省に通報し、外部への通報には不正を裏付けが必要とされ、職員は上司のバックから無断でデータを入手した。

しかし、厚生労働省の担当者は指図り出さなければかりか、職員の名前と報告内容を共済側に伝えていた。

「内部情報の不正取得」を理由に、解雇された。

職員は民事裁判で、解雇無効を求めたが、現行法は告発者を直接役割を果たせなかった。通報を行政機関の秘密保持については、ないから。告発者の秘密を守るに法に盛り込むべきではないか。

厚生労働省が自治労共済本部に求めたのは通報から1年4カ月後、新聞記者の取材を受けた後だった。こうした役所の怠慢を許さな

が肝心だ。1カ月程度の調査期間

米高官発言

沖縄への許し難い偏見

衆議院の小選挙区割り

法律で選挙区間の人口の均衡を図ることが求められ、10年ごとに国勢調査の人口に基づいて見直すことと決まっている。人口が最多と最少の選挙区間の差を「2倍未満」とすることを基本とし、「行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に」行うと定められている。

具体的には、国勢調査の速報値を受けて都道府県ごとの議席配分が決まり、衆議院議員選挙区画定審議会が1年内に区割りを見直す案を首相に勧告する。選挙区は公職選挙法の別表で決まっており、改正案が国会で成立して、新しい区割りが実際に決まる。

■衆院選・一票の格差 主な選挙年

選挙年	判決	格差
1972年	1976年4月	4.9
80年	83年11月	3.9
83年	85年7月	4.4
90年	93年1月	3.1
93年	95年6月	2.8
96年	99年11月	2.3
2000年	01年12月	2.4
05年	07年6月	2.1

96年選挙は選挙当日でなく、直近の国勢調査に基づく数字

2009年衆院選をめぐる「一票の格差」訴訟の高裁

札幌高裁	10年4月27日 ○
東京高裁	10年2月24日 ▲ 10年3月11日 ○
名古屋高裁	10年3月18日 ⊗
大阪高裁	09年12月28日 ⊗
高松高裁	10年4月8日 ▲
広島高裁	10年1月25日 ⊗
福岡高裁	10年3月12日 ⊗
福岡高裁 那覇支部	10年3月9日 ▲

う認識が背景にある。原告側は「国勢や経済政策などの課題もあり、県の意見を多く、これが公正とは、訴え、抜本改革憲判決を出す」と

内部告発

保護法改正